

羽曳野市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則

平成 28 年 12 月 28 日

羽曳野市規則第 80 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 30 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当障害福祉サービス（基準該当生活介護又は基準該当短期入所に限る。以下「基準該当障害福祉サービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当障害福祉サービス事業者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、法及び大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 107 号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）において使用する用語の例による。

(登録)

第 3 条 市の区域内において、基準該当障害福祉サービスの事業を行おうとする者（法人に限る。）は、基準該当障害福祉サービスの種類及び基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所（以下この条において「基準該当障害福祉サービス事業所」という。）ごとに、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の場合において、基準該当障害福祉サービス事業所として登録できる基準該当障害福祉サービス事業所は、基準該当障害福祉サービスを提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所等とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(登録の申請)

第 4 条 前条第 1 項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、基準該当障害福祉サービス事業者登録申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書
 - (2) 事業所の平面図及び設備の概要を記載した書類
 - (3) 事業所の管理者の経歴を記載した書類
 - (4) 運営規程
 - (5) 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類
 - (6) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
 - (7) 当該申請に係る事業に係る資産の状況を記載した書類
 - (8) 当該申請に係る事業に係る特例介護給付費又は特例訓練等給付費の請求に関する事項を記載した書類
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を記載した書類
- (登録等の通知)

第5条 市長は、申請者が指定障害福祉サービス基準条例に定める基準該当障害福祉サービスに関する基準を満たし、当該基準に従って事業を継続的に運営することができると認めたときは、申請者を基準該当障害福祉サービス事業者として登録し、基準該当障害福祉サービス事業者登録決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、申請者が指定障害福祉サービス基準条例に定める基準該当障害福祉サービスに関する基準を満たさないとき又は当該基準に従って事業を継続的に運営することができないと認めたときは、基準該当障害福祉サービス事業者不登録決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- (登録の更新)

第6条 基準該当障害福祉サービス事業者の登録は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 第3条から前条までの規定は、第1項の登録の更新について準用する。この場合において、第3条中「行おうとする者」とあるのは「行う者」と、第4条中「基準該当障害福祉サービス事業者登録申請書(様式第1号)」とあるのは「基準該当障害福祉サービス事業者登録更新申請書(様式第4号)」と読み替えるものとする。
- (変更の届出)

第7条 基準該当障害福祉サービス事業者は、第4条の基準該当障害福祉サービス事業

者登録申請書及び同条各号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、10日以内に、基準該当障害福祉サービス事業者変更届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(廃止等の届出)

第8条 基準該当障害福祉サービス事業者は、当該基準該当障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときはその廃止又は休止の日の1月前までに、休止した当該基準該当障害福祉サービスの事業を再開したときはその再開の日から10日以内に基準該当障害福祉サービス事業者廃止・休止・再開届出書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、基準該当障害福祉サービス事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、基準該当障害福祉サービス事業者登録取消決定通知書(様式第7号)により基準該当障害福祉サービス事業者に通知するものとする。

- (1) 法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたとき。
- (2) 指定障害福祉サービス基準条例に定める基準該当障害福祉サービスに関する基準を満たすことができなくなったとき、又は当該基準に従って適正な障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- (3) 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の請求に関し不正があったとき。
- (4) 次条の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 不正の手段により第3条第1項の登録を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、基準該当障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(報告等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、基準該当障害福祉サービス事業者に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を命ずるものとする。

(特例介護給付費等の代理受領)

第11条 市長は、支給決定障害者等が基準該当障害福祉サービス事業者から基準該当障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者等が当該基準該当障害福祉サービス事業者を支払うべき当該基準該当福祉サービスに要した費用(特定費用を除

く。)について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該基準該当障害福祉サービス事業者に支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給があったものとみなす。

(委任)

第 12 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。